

CHANGE

大阪仕業検査車両所で新型コロナ感染での労災認定！！

大阪仕業検査車両所で働く組合員に茨木市労働基準監督署の労働者災害補償保険の支給決定通知が送られてきました。この組合員は新型コロナ感染について労災申請を行っていました。支給決定通知が送られてきたということは「新型コロナ感染で労災認定された」ということです。

会社の感染症予防対策が不十分だ！！

昨年12月20日の2022年度職場改善要求(車両所関係)に関する申し入れの業務委員会の中で組合側は車両所にはコロナ対策としての検温がないのに対し「お客様にうつさないように検温をするのは重要だが、社員・仲間うつさないように検温することも重要ではないか？」と質問をしました。しかし、会社は「検温を実施する考えはありません。こまめな手洗いや手指の消毒等により、感染予防や検温等の健康管理を徹底している」と従来の回答を繰り返すのみでありました。しかし今回の労災認定で新型コロナ感染は職場内であり、感染症予防対策が不十分だった言いうことです。

会社はこの重大さを謙虚に反省し、私たちが要求する検温やPCR検査を開始すべきです！！

新型コロナ感染された皆様！年休を無駄に使っていませんか？！

新型コロナ感染で労災認定されたことにより、特別給付金が1日目から3日目まで60/100(平均賃金)も支払われ、4日目以降労災給付金80/100が支払われます。

年休がなく仕方なく病欠にすると賃金が0円、私傷病休暇でもカットされます。

今回の労災認定でわからないことは東海労がお手伝いします！

会社は労災申請に対して「必要な証明を求められたときは、すみやかに証明しなければならぬ。」と定められている。

会社はコンプライアンスを重視し違反ないように！！